○文部科学省厚生労働省令第一号

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三十六条の規定に基づき、臨床工学技士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之

臨床工学技士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（学校及び養成所の指定基準）	（学校及び養成所の指定基準）
第四条　法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。	**第四条**　法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
一～十　（略）	一～十　（略）
（削る）	十一　前号の実習施設として利用する病院は、実習用設備として別表第二に掲げる設備を有するものであること。
十一・十二　（略）	十二・十三　（略）
2　法第十四条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。	2　法第十四条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。	三　教育の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。
四　別表第二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は、医師等である専任教員であること。	四　別表第三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は、医師等である専任教員であること。
五　（略）	五　（略）
六　前項第六号から第十二号までに該当するものであること。	六　前項第六号から第十三号までに該当するものであること。
3　法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。	3　法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。	三　教育の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。
四　別表第二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は、医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。	四　別表第三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は、医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。
五　（略）	五　（略）
六　第一項第六号から第十二号までに該当するものであること。	六　第一項第六号から第十三号までに該当するものであること。